

<文化財保存事業費補助金>

補助事業の種類	補助事業の内容	補助事業者	補助率等																						
文化財保存事業	文化財保護法（昭和25年法律第214号、以下「法」という。）又は、高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号、以下「条例」という。）に基づき指定された文化財の保存上必要な事業（保存修理、防災施設整備・修理、伝承・公開、史跡等整備、天然記念物保護増殖、伝統的建造物群保存地区保存など）	市町村又は文化財を所有若しくは管理する者	<p>(1) 法又は文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）の規定により国の補助を受ける事業（以下「国庫補助事業」という。）については、表1のとおりとする。</p> <p>なお、複数年にわたる国庫補助事業については、総額と年度ごとに計算した額との補助金に差が生じた場合は、最終年度に補助金を調整する。</p> <p>但し、伝統的建造物群保存地区保存修理及び土佐のオナガドリ保護増殖については、表2のとおりとする。</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国庫補助率</th> <th colspan="2">県の補助率</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>法人等</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%</td> <td rowspan="3">国庫補助額を除いた経費の1/4以内</td> <td rowspan="3">国庫補助額を除いた経費の1/4以内</td> <td rowspan="8">市町村が県と同率以上の補助を行う場合に補助を行うことを原則とする</td> </tr> <tr> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>70%</td> <td rowspan="4">国庫補助額を除いた経費の1/3以内</td> <td rowspan="4">国庫補助額を除いた経費の1/3以内</td> </tr> <tr> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>85%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人等とは、法人及び法人格を有しない文化財の所有団体（例：社寺の管理団体）をいう。</p> <p>表2</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①伝統的建造物群保存地区保存修理</td> <td>国庫補助対象経費の15%以内</td> </tr> <tr> <td>②土佐のオナガドリ保護増殖</td> <td>県の認定する事業費の1/3以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、第2号様式及び第8号様式は、土佐のオナガドリのために定めた様式を使用すること。</p> <p>(2) 国庫補助事業以外の事業については、県の認定する補助対象事業費の3分の1以内の額。ただし、文化財防犯対策に係る事業費については2分の1以内の額</p>	国庫補助率	県の補助率		備考	法人等	個人	55%	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	市町村が県と同率以上の補助を行う場合に補助を行うことを原則とする	60%	65%	70%	国庫補助額を除いた経費の1/3以内	国庫補助額を除いた経費の1/3以内	75%	80%	85%	①伝統的建造物群保存地区保存修理	国庫補助対象経費の15%以内	②土佐のオナガドリ保護増殖	県の認定する事業費の1/3以内
国庫補助率	県の補助率		備考																						
	法人等	個人																							
55%	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	市町村が県と同率以上の補助を行う場合に補助を行うことを原則とする																						
60%																									
65%																									
70%	国庫補助額を除いた経費の1/3以内	国庫補助額を除いた経費の1/3以内																							
75%																									
80%																									
85%																									
①伝統的建造物群保存地区保存修理	国庫補助対象経費の15%以内																								
②土佐のオナガドリ保護増殖	県の認定する事業費の1/3以内																								
指定文化財管理事業	法に基づき重要文化財、重要有形文化財、史跡名勝天然記念物の維持管理の万全を期するために、所有者又は管理団体が行う次の事業（ただし、市町村所有の指定文化財にかかるものは除く。）であって、指定文化財管理費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）及び指定文化財管理費国庫補助取扱要領（平成元年12月1日文化財保護部長裁定）で補助対象事業として定めた事業 1) 防災設備保守点検等 2) 差し茅、防蟻防虫等小修理 3) 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備 4) 燻蒸、殺虫	市町村又は文化財を所有若しくは管理する者	<p>県が認定する補助事業費の2分の1以内の額。</p> <p>申請書第2号様式及び実績報告書第8号様式は、指定文化財管理のために定めた様式を使用すること。</p>																						
ふるさとの文化遺産保存推進対策事業	県下の歴史的・文化的に貴重なふるさとの文化遺産等について、その保存活用を図るため実態調査を行う事業	市町村又は文化財を所有若しくは管理する者	<p>県が認定する補助事業費の3分の1以内の額で、1事業の補助金限度額を100万円とする。</p>																						
地域文化財保存伝承活動事業	地域の文化財を大切に保存し、文化財に対する理解を広めるために、市町村が行う次の事業 1) 案内板等設置事業（案内板、説明板、標柱等を設置し、又は修理する事業。ただし、国又は県指定となったものに限る） 2) 記録保存事業（文化財を文章、録画、録音、その他の方法により記録する事業） 3) 無形文化財等支援事業（法又は条例により指定された無形文化財・無形民俗文化財の公開、伝承、用具整備等の事業、又はこれを保存団体が行うことに対し市町村が補助する事業）	市町村	<p>県が認定する補助事業費の2分の1以内の額で、1事業の補助金限度額を30万円とする。</p>																						

注：ふるさとの文化遺産保存推進対策事業を除き、補助対象とする文化財は、国または県指定に限る。